

事業所別労働者代表決定についてのお知らせ
(任期 2025 年 3 月 17 日～2027 年 3 月 31 日)

- 労働基準法により、会社が労使協定締結時や就業規則の作成変更を行う時は、労働者の意見聴取や行政機関への届出などが必要となっております。
これに伴い、先般、弊社事業場毎に立候補された方々の信任・不信任を投票いただいた結果、次の方々が事業場ごとの労働者代表に決定いたしましたのでお知らせいたします。

| 支店名 | 所属 | 氏名 |
|-------|---------|-------|
| 山形支店 | 業務部 | 市川 由衣 |
| 米沢支店 | 業務部 | 塩川 順子 |
| 栃木支店 | 営業部 | 金田 洋史 |
| 茨城支店 | 営業部 | 平山 明俊 |
| 埼玉支店 | 営業部 | 片山 卓 |
| 本社 | システム情報部 | 本橋 一也 |
| 神奈川支店 | 営業部 | 恩蔵 和幸 |
| 相模支店 | 営業部 | 野崎 維人 |
| 中部支店 | 営業部 | 今井 忠義 |
| 滋賀支店 | 営業部 | 松本 正太 |

- 任期期間、労働者代表となられた方には、必要に応じて以下のような内容について所属される各事業場のすべての労働者の意見を代表してその決定に必要な手続きに当たっていただきます。

- 一、時間外労働・休日労働に関する労使協定(三六協定)
- 二、育児休業・介護休業等の適用除外に関する労使協定
- 三、高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付の支給申請に関する労使協定
- 四、一斉休憩の適用除外に関する労使協定
- 五、賃金の一部控除に関する労使協定
- 六、フレックスタイム制に関する労使協定
- 七、変形労働時間制に関する労使協定
- 八、就業規則の作成及び変更に際しての意見聴取
- 九、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定
- 十、その他法令等により定められたもの

※弊社との雇用関係が終了する場合、終了日の翌日に労働者代表も解任となります。